

令和5年度第1回京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会議事録
令和5年度第1回京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会議事録

1 **日時** 令和5年7月25日（火）午後2時30分から午後3時55分まで

2 **場所** 京都市役所分庁舎 地下一階 区長会室
(京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488)

3 **出席者**

(1) **委員（五十音順）**

赤澤委員【委員長】、小原委員、柴田委員、永井委員、前岡委員

(2) **事務局**

(京都府) 尾崎文化生活部文化生活総務課参事、担当職員

(京都市) 平井地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長、
小林市民活動支援課長、奥村担当係長、担当職員

4 **議題**

- (1) 諮問に係る特定非営利活動法人の個別審査（継続）
- (2) 条例指定NPO法人の外部評価結果の報告
- (3) 京都府及び京都市の条例指定の状況の報告 等

5 **公開・非公開の別**

4の(1)は非公開、(2)及び(3)は公開

6 **議事の概要**

(1) 諮問に係る特定非営利活動法人の個別審査（継続）

特定非営利活動法人花山星空ネットワーク（京都市所管）について

京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会運営要領第4条及び京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会運営要領第4条の規定により非公開

答申結果

特定非営利活動法人花山星空ネットワークについて、京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例第7条第1項第1号及び京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例第7条第2項第1号に規定する継続の基準に適合すると認めるのが相当であるとされた。

(2) 条例指定NPO法人の外部評価結果の報告

花山星空ネットワークの外部評価結果について、資料「特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について」に基づき事務局から説明した。

【主な質疑応答】

(前岡委員) 前回のこの法人の外部評価結果報告の際、審査委員会からの提案として、刊行物発行に係る費用が大きくなっているため、刊行物等のウェブ配信を行うことができれば、会員の満足度を下げずに印刷費用を削減することができるのではとお伝えしていたが、取り組まれているか。

(事務局) 会報誌の電子版については、従来から、広く一般の方にも会報を見ていただきたいとの思いから、バックナンバーも含めすべて法人ホームページ上に掲載されている。しかし、法人の会報誌は内容が非常に充実しており、会報誌作成にあたっては、記事を執筆した方への謝礼が必要であること、また会員への送付やイベントでの配布用にある程度の印刷が必要であることなどから、会報の作成や印刷に係る費用の削減には至っていない。

(永井委員) コロナによる規制が緩和され、対面でのイベントが復活していく中では、紙での配布物が重要となる。この法人への寄附の多くは会員からである。イベント等において会員を集め、その会員に対し丁寧に働きかけ、会員の満足度を上げて、寄附をしていただくことが、法人の経営安定化につながっているということではないか。

(事務局) 正会員の数はあまり増えていないものの、議決権はないがイベント参加料の割引や会報誌の優先配布を受けられる準会員については、今年度は前年比で約20人増加している。やはりコロナで縮小されていた事業を元に戻していくことにより会員が増え、それが寄附の増加につながっていると思われる。

(柴田委員) 外部評価者からは、会員数が減少していると指摘されているが。

(事務局) 短期的に令和3年度と令和4年度を比べると準会員は増加しているが、5年ベースで見たところ、正会員数は60名程度減少しており、準会員数は横ばいの状況である。会員の高齢化等により、退会される方が多いと聞いている。

(永井委員) 会員の新規入会や継続の理由を分析し、会員を増やすアプローチを見出していくべきである。

(赤澤委員長) 法人に関わりたい、法人を支えたいと思っている人の感覚と、法人の会員制度がマッチしているかは疑問である。純粹に法人を応援したい場合、議決権を持つ正会員でなくてもよいと考える人も多いと思うが、その場合、この法人では会費3,000円の準会員となるか、会費30,000円の賛助会員となるかのどちらかとなり、両者に幅がありす

ざるように思う。会員の感覚に合った会員制度が他にあるような気がしている。例えば、法人が子どもを対象にした事業も行っていることから、親子会員やジュニア会員などを新たに作ってもよいかもしれない。

(永井委員) それらの世代は、法人に属する意欲はあまりないことが多い。正会員となって法人の意思決定の部分に積極的に参画しようというのは、法人との関係性が相当深まったあとの話である。長期的視点で考えると、会員として入会してほしい対象の感覚や法人との関わり方に応じた、入会の入口を検討する必要があると思われる。

(赤澤委員長) 会員募集を継続されるとともに、会員制度の在り方についても検討されたい。

(3) 京都府及び京都市の条例指定の状況等について

京都府又は京都市が条例指定した法人について、資料「京都府及び京都市の条例指定の状況」及び「条例指定NPO法人の寄附金の状況」に基づき事務局から説明。